

社会福祉法人豊岡平聖福社会

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊岡平聖福社会（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬、通勤手当、賞与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の理事に対しては、報酬を支給する。ただし、法人職員を兼ねる場合は支給しない。
2 常勤以外の理事で特に必要と認めた場合は、報酬を支給することができる。
3 評議員会及び理事会に出席した役員等に対し、報酬を支給する。報酬額は、別表1のとおりとする。なお、各年度の報酬総額は100,000円を超えない範囲とする。

(通勤手当)

第3条 法人職員を兼ねない常勤の理事に対しては、通勤手当を支給することができる。
2 前項の規程によって通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、法人の職員の例による。

(賞与)

第4条 法人職員を兼ねない常勤の理事に対しては、賞与を支給することができる。
2 前項の規程によって賞与を支給する場合における当該賞与の額は、月額報酬1月分とする。

(退職金)

第5条 退職金は支給しないものとする。

(旅費)

第6条 役員等が法人の業務に関し出張した場合には、当該役員に対し、報酬及び旅費を支給する。
2 前項の報酬及び旅費の額は、別表2のとおりとする。

(支給方法)

第7条 役員等の別表1及び2以外の報酬、通勤手当及び旅費の支給方法は、法人の職員の例による。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改正)

第9条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。
付 則 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	13,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
評議員、理事及び監事業務報酬等	10,000円
監事監査指導等報酬	半日につき、25,000円

別表2

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	15,000円	10,000円